

京都のまちの活力を高める公共交通検討会議開催要綱

平成 26 年 7 月 9 日決定

(趣旨)

第 1 条 10 年後の京都の公共交通のあるべき姿について検討するため、学識者等で構成する「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」を開催し、まちの活性化、少子高齢化の克服、環境負荷の低減、自動車交通から公共交通への移動手段の転換促進等の視点から幅広い意見を聴取する。

(所管事項)

第 2 条 検討会議では、京都のまちの未来像の実現に資する 10 年後の京都の公共交通の姿について、事務局の検討案に対して意見・助言を行う。

(組織)

第 3 条 検討会議は、委員 9 人程度をもって組織する。

- 2 委員は、交通工学、財政、経済、社会福祉等の分野について高い見識を持つ者、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、依頼の日から 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第 5 条 検討会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 議長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会議は、市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員以外の専門的知識を有する者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 検討会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。